

笠間市議会建設土木委員会記録

令和5年6月7日 午前9時58分開会

出席委員

委員長	益子康子君
副委員長	畑岡洋二君
委員	内桶克之君
〃	飯田正憲君
〃	石松俊雄君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

欠席委員

なし

出席説明員

都市建設部長	関根主税君
建設課長	田中博君
事業推進室長	高久和一君
建設課長補佐	鬼澤美好君
建設課G長	中村哲也君
建設課G長	酒井一典君
建設課G長	塙隆之君
管理課長	小松崎宏君
管理課長補佐	鈴木行男君
管理課G長	田中俊行君
管理課G長	仲野一成君
管理課G長	郡司和英君
管理課G長	友部賢一君
都市計画課長	鶴田宏之君
都市計画課長補佐	大嶋信二君
都市計画課G長	鈴木俊明君
都市計画課G長	藤井伸広君

出席議会事務局職員

議会事務局次長 堀内 恵美子
係 長 神長 利久

議 事 日 程

令和5年6月7日（水曜日）

午前9時58分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第54号 市道路線の廃止及び認定について
- ・議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

(2) その他

午前9時58分開会

○益子委員長 時間より少し早いのですけれども、そろっているようなので始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、委員会を開会する前に、お知らせいたします。

常任委員会の会議録を作成し、ホームページでの公開を行うため、発言時には必ずマイクの使用をお願いいたします。

では、建設土木委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、建設土木委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

○益子委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設土木委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より堀内次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長をお願いいたします。

○益子委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。

それでは審査に入ります。

審査は審査日程表により、課別、議案別に行います。

では、傍聴者許可いたします。

それでは、都市建設部建設課が所管いたします、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

建設課長田中 博君。

○田中建設課長 建設課の田中です。よろしくお願いいたします。

議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の建設課所管分について御説明申し上げます。

歳入歳出の主なものにつきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳入について御説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

中段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金398万5,000円の増額は、国庫補助金の内示額に伴う増額分でございます。内訳でございますが、1節道路橋りょう費補助金691万6,000円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金（安全快適なみちづくり）に係る踏切安全対策事業（友）2級5号線（小原踏切）の外1路線で1,057万5,000円の増額となります。

社会資本整備総合交付金（産業拠点市町村道整備）に係る安居工業地域整備推進事業（岩）2級19号線外1路線で3,613万円の減額となります。

防災・安全交付金（強靱化道路整備）に係る幹線道路整備事業、来栖本戸線外1路線で6,346万8,000円の増額となります。

防災・安全交付金（サイクリング環境の整備）に係る自転車ネットワーク路線整備事業（笠）0118号線ほかで681万6,000円の減額となります。

防災・安全交付金（強靱なみちづくり）に係る舗装修繕事業（友）1級1号線（小原地内、上市原地内）ほかで1,061万8,000円の減額となります。

防災・安全交付金（通学路交通安全対策）に係る歩道整備事業（友）2124号線（平町）外1路線で206万3,000円の減額となります。

地域連携道路事業（ICアクセス）に係る笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業で1,150万円の減額となります。

続きまして、3節住宅費補助金293万1,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金（地域住宅支援）に係る狭あい道路整備事業（友）3207号線（旭町）外3路線の内示額に伴う減額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、4 目幹線道路整備費 1 億1,458万円の増額分の内訳につきましては、一つ目は、12節委託料488万円の増額でございます。内容につきましては、県立中央病院北側の渋滞対策道路整備事業（仮称）鯉渕南友部線や通学路交通安全対策（歩道整備事業）として、（友）2124号線（平町）外 1 路線の測量設計等委託料でございます。

二つ目は、14節工事請負費 1 億970万円の増額でございます。内容につきましては、今年度供用開始を予定しております幹線道路整備事業、来栖本戸線の工事請負費でございます。

続きまして、5 目狭あい道路整備等促進費604万2,000円の減額分につきましては、社会資本整備総合交付金、狭あい道路整備等促進事業に係る補助金内示額に合わせた事業費の減額でございます。内容としましては、14節工事請負費604万2,000円の減額は、狭あい道路整備事業（笠）0109号線（片庭）外 3 路線の工事請負費でございます。

以上が建設課所管分の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 16ページで、幹線道路整備事業の測量設計委託料が、あれは中央病院の北側だっぺか。どこら辺を、どこを指しているの。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 前回の全協で御報告させていただきました、中央病院、県立中央病院の県道、歯科医院の、ちょうど鯉渕地内の歯科医院があると思うんですが、そちらの交差点から北側に行きまして、土地改良の市道を利用して常磐線を越えて、その先の杉崎友部線を平面交差として大原小学校の前の 1 級 3 号線にアクセスする道路の測量設計等です。

○益子委員長 小藺江委員、どうぞ。

○小藺江一三委員 現在の道路を使ってその角を膨らますの、新たに造る道路なの。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 新たなバイパス工事です。

○小藺江一三委員 新たなバイパス工事の道路。一番最初に、説明の中で中央病院の北側と言っていたから、住宅の間とくに道路が通ると。あれを拡幅してくれれば、小原のほうからその道路を通って中央病院の裏道というきちんとした裏道ができるから、そのことを言っているのかなと思ったけれども、あれ違う道路な。分かりました。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

○小藺江一三委員 はい。

○益子委員長 では、ほかに。

内桶委員。

○内桶克之委員 歳入のほうで、10ページですね。社会資本整備総合交付金が安全快適まちづくり1,057万5,000円ですかね、これ増えているのですけれども、先ほど説明ではJRの踏切の関連もあるでしょうと言っていたのですが、JRの踏切の関連で増えた内容は、どういう内容なんですかね。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 こちらに対して、踏切の安全対策事業のみになっていますので、先ほどの説明した、バイパス工事とはまた別で、担当が管理課になります。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 歳入だけの説明で、歳出は管理課になるということですね。分かりました。じゃ、管理課のとき話します。よろしいです。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

○内桶克之委員 はい。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 歳入の件ですけれども、補正額トータルではプラスになるんですけれども、いろいろな項目が基本的にはマイナスのものもあるとあって、マイナスのところというのは事業費がほぼ確定したことによって少なくなってもよかったのか、それとも補助率とかいろいろなそういうルールの方の精査した上でしっかりとした数字が出て、この数字になったという、その辺の理解の仕方を御説明いただければありがたいと思います。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 本年度も、交付金の要望額に対しましては99%の内示額となっています。昨年度は、要望に対して98%ということで内示をいただいております。

今、畑岡委員からお話があった、路線の減額になっている部分については、例えばなんですけれども、前年度補正予算、令和4年度で補正予算をもらっている路線については、その分若干マイナスになっております。そういう内容です。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 確認します。要するに、もう令和4年度分である意味前倒し的に補助が出ているんで、その分をマイナスになっているので、トータルでは変わらないということですね。

○田中建設課長 そういうことです。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課が所管いたします、議案第54号 市道路線の廃止及び認定についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 管理課小松崎です。よろしくお願いいたします。

タブレットの議案第54号 市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

今回審査いただく廃止する路線6路線と認定します路線14路線の路線名と起点、終点、延長、幅員等を一覧にしております。

次の3ページを御覧いただきたいと思います。

先ほどの一覧の全体の位置図になっております。青い部分が廃止する路線、赤が認定される路線となっております。

それでは、各路線ごとに御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

大淵地内の位置図になっております。詳細は、5ページを御覧いただきたいと思います。

この地区の路線につきましては、経営体育成基盤整備事業笠間大淵地区に伴いまして、黄色い網かけで表示しました事業区域内の路線を廃止するものでございます。青色で表示しました区間を廃止しまして、赤色で表示した事業区間外の区間を再認定するものでございます。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。

路線②③につきましても、経営体育成基盤整備事業笠間大淵地区に伴いまして、事業区域内の青色で表示しました区間を廃止するものでございます。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

路線④⑤⑥につきましても、こちらも、経営体育成基盤整備事業笠間大淵地区に伴いまして青色で表示した区間を廃止しまして、赤色で表示しました路線②の事業区域外の区間を再認定するものでございます。

なお、基盤整備事業の区域内の廃止される路線の代替となる道路につきましては、農道としまして整備される予定となっております。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

平町地内の位置図になります。詳細は、次の9ページをお願いいたします。

路線③④⑤につきましては、民間事業者の住宅開発行為に伴いまして市道認定するものでございます。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

美原二丁目地内の位置図になってございます。詳細図は、次の11ページをお願いいたします。

この路線につきましても、民間事業者の住宅開発行為に伴いまして市道認定するものでございます。

続きまして、議案書12ページをお願いいたします。

旭町地内の位置図になっております。詳細図につきましても、次の13ページをお願いいたします。

この路線につきましても、民間事業者、こちらの住宅開発行為に伴いまして市道認定するものでございます。

14ページをお願いいたします。

美原三丁目地内の位置図になっております。詳細図につきましては、次の15ページをお願いいたします。

こちら、民間事業者の住宅開発行為に伴いまして市道認定するものでございます。

続きまして、議案書16ページをお願いいたします。

こちらは、大田町地内の位置図になってございます。詳細図につきましては、17ページをお願いいたします。

こちらの路線につきましても、民間事業者の住宅開発行為に伴いまして市道認定するものでございます。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。

こちらは、平町地内の位置図になっております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

路線⑩⑪⑫⑬⑭、こちらにつきましても、民間事業者の住宅開発行為に伴いまして市道認定するものでございます。

議案第54号の説明は以上となります。

なお、参考に写真をつけさせていただいておりますので、後ほど確認のほうをお願いしたいと思います。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 先ほどの説明で大淵地内の基盤整備事業についての廃止路線がありました。それに加えて基盤整備で整備されるのは農道だという話なんです。この地域の中、今から区画整理をやって整備していくと思うんですが、その地域の中での幹線的な道路もないという形で整備されるという解釈でよろしいんですか。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 委員おっしゃるとおり、区域内の道路につきましては、幹線道路につきましても農道ということで整備をする予定になってございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 農道ということになると、市道認定がされていないということで、管理が土地改良区管理の道路という形でよろしいんですか。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 土地改良区域内で農道台帳に載りますので、市役所でいうと農政課管理ということで管理をする予定になってございます。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、ほかにないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の管理課所管につきまして御説明を申し上げます。

予算書の16ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費につきましては、国からの交付金の内示によりまして、財源の内訳を組み替えるものでございます。内容としましては、踏切安全対策事業につきまして交付金の追加内示に伴いまして1,057万5,000円を増額し、また、舗装修繕事業につきまして交付金の内示に伴いまして1,061万8,000円減額となったことによりまして、国県支出金の計が4万3,000円減額となりまして、併せて地方債及び一般財源の組替えを行うものでございます。

続きまして、3目道路新設改良費1,245万5,000円の減につきましては、交付金の内示額に合わせて減額するものでございます。

続きまして、4項都市計画費、3目公園費18万1,000円を増額につきましては、笠間芸術の森公園の魅力向上を図るため、ワーキンググループにより検討を行っていただくためのものでございまして、7節報償費17万3,000円につきましては協力者への謝礼としましての日当、旅費でございます。また、10節需用費8,000円につきましては、検討会時のお茶代でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は。

では、内桶委員。

○内桶克之委員 道路維持費の財源組替金になっておりますJR関連の工事費なんですが、1,057万5,000円の増加になったということで、どういう工事を追加になるのか、お願いしたいと思います。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 こちらは、踏切安全対策事業としまして、第三小原踏切、こちらの踏切の前後の市道の拡幅部分の委託料並びに工事費、こちらの関係での増額でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その工事については、踏切の前後の道路拡幅について予算化はしていただろうんですけども、1,000万円増えるということで、どういう工事内容になるのかということを確認したいんです。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 どういう工事かという御質問ですが、当初予算を組んでいた工事内容とは変わってございませんが、拡幅、踏切前後の、踏切に進入する部分の通行を容易にするということで拡幅並びにその関係での補償関係、そういったことで工事を進める予定でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 当初から予定していて、工事費だけが増額になっているということなので、その工事費の増額になった内容を私は知りたいだけなので、1,000万円増額になったということで、その増額になった、その内容はどうなのかということを知っているんです。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 単独費で1,000万円、工事費とか見ていたんですが、国県と、県のほうと調整しまして、こういった交付金事業がありますということで追加内示をいただけるということで、単独費から国庫補助事業のほうに組み替えるということで今回、補正のほう出させていただいております。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

○内桶克之委員 大丈夫です。

○益子委員長 ほかにありますか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 16ページですか、講演費で協力者謝礼、お金が出ることはいいんです、それはそれでいいんですけれども、こういった会合が予定されるというか、多分謝礼を出す方はそれなりのポジションの人を呼ぶんだと思うんですね。多分、市民に声をかけて参加された方には、多分謝礼は今まで出たことがないんで、この辺というのは、市民の方にも声をかけるのか、ある限定的な人だけなのかと、その辺のお声がけする対象者というのが分かりましたら教えていただけたらと思います。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 ワーキンググループのメンバーの方につきましては、大学の先生方、あとは、大学の学生さん、若い方の考えを基に芸森の魅力向上を進めていきたいという考えから若い方を中心に組織してございまして、あとは子育て世代の親御さんの方につきましても集まっただいて組織をしております。また、芸森の関係の委託団体、その辺のところの代表者についてもお声がけをしまして、今の現在の芸森の魅力とかをさらに向上できるような形で調整するような予定になってございます。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 ありがとうございます。そういう形でお声がけするのと、あと可能な限り、不特定多数という人多過ぎるときどうするんだとかいろいろありますけれども、やはりいろいろな方、幅広い意見を取り入れるということでは、できる限りいろいろな方にお声がけしていただけたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○益子委員長 では、ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課が所管いたします、議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 都市計画課の鶴田です。よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、太陽光発電設備設置事業に起因する災害予防の強化及び地域への協議促進を図ることを目的とし、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

第2条第1号中、法令改正により引用条文を改正いたします。

続いて、第4条、事業者の責務としまして、太陽光発電事業に起因する土砂災害等の災害発生を未然に防ぐため、第4項として、災害時の対応を加えるものでございます。

第7条では、現行の条例の対象面積を1万平方メートルとしていたものを、笠間市開発事業指導要綱の対象面積と同じ3,000平方メートル以上に改めるものでございます。このことにより、より小さい規模の太陽光発電設備においても、条例に基づいた指導等が可能となります。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行するものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

小藺江委員。スイッチお願いします。

○小藺江一三委員 第7条は、甘くなったわけではあるまい。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうですね、今まで1万平方メートル以上を条例の対象としてきていたものを3,000平方メートル以上と範囲のほう拡大しておりますので、より厳しく対応のほうはできるかと思えます。

○小藺江一三委員 ということだよ。

○鶴田都市計画課長 はい。

○益子委員長 では、小藺江委員。

○小藺江一三委員 この表題に、住環境との調和に関する条例とあったけれども、太陽光がそちらこちらにでき始めたばかりのころは、どうなんだ。表題のような関係で、ここはできないとか、できるとかっていう話を聞いた。今、現在、太陽光を建築されているところ、空き地という空き地、どこでも構わないというか、どんどん太陽光の設備ができるようだけれども、事前の住環境との調和の規制というか、それは太陽光始まったばかりの頃の規制と今の規制では厳しくなったのか、甘くなったのか、変わらないのか。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうですね、当然、国のほうでも当然、国の法律の中でも規制のほうはどんどん厳しくなっておりますし、また、市のほうでも抑制区域としまして、自然環境保全区域ですとか、あとは土砂災害警戒区域等々につきましては抑制区域ということで設置のほうを御遠慮いただいておりますので、そういった意味からしても当然、市民の安全等は確保されているというふうに考えております。

○益子委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 甘くなったのか、厳しくなったのか、どっちかって聞いているんだよ。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 今回の条例改正におきましても、面積の範囲は広げておりますし、より厳しくなっているというふうに考えております。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

○小藺江一三委員 大丈夫。

○益子委員長 ほかにありませんか。

飯田委員。

○飯田正憲委員 今、土砂災害のどうのこうのあったよね。その中で、現在、何か所ぐらい、土砂災害の警戒区域は何か所ぐらい想定しているの。というよりあるの。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 これは県のほうで指定するものございまして、正確な数字はちょっと今ないんですけれども、大体40から50くらいは笠間市内で指定のほうされていると思います。ごめんなさい、ちょっと正確な数字、今、持っていないんですが。

○飯田正憲委員 了解しました。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。

石崎委員。マイクをお願いします。マイクを今、入れましたので、お願いします。

○石崎勝三委員 太陽光を発電するのに、笠間市が許可出すときに、隣接の土地の持ち主からの同意とか何かは取らないの。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 隣接地権者からは取っておりません。

○益子委員長 石崎委員。

○石崎勝三委員 取らなくても開発は許可するんだ。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 今のところ、そういうところで進めております。

○益子委員長 石崎委員。

○石崎勝三委員 いや、そういうことをする、例えば許可もなく、同意もなく許可すると、隣が、木ね、山で全部切らなきゃならないんですよ。何で切んなくてはいらないかと、倒れたときに補償をしなきゃならないわけだ。うち、そういう例があって、相当の金額、弁償させられたという人もいるし、そういうことだから、何で隣が木を入れて売っちゃって、今度はどんどんどんできて、北側と南側では、北側の人に許可なく、南側は切つてくろと言う人もいるんですが、どんどん開発、自分の持ち主の持っている山を開墾しなきゃね、木を切んなきゃなんなくなっちゃうんだよね、何の挨拶もなく勝手に。市で住宅建てる何だと言ったって、同意とか何かが必要なんだから、太陽光発電の申請があったとき、隣接の土地が何かの同意か何かも取るようにしていただければありがたいかなと思うんですよ。そんなことなく、法的に大丈夫なふうになってんの、法的には。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 太陽光発電設備設置事業につきましては、国の認可を受けた事業でありまして、当然、事業をやるに当たっては営業権だったり、また地権者の財産権だったりといろいろな要件ございまして、現在、法的には問題ない話でございます。ただ、条例の中でも、説明会ですね、太陽光を設置するに当たって、その区内に住む住民の方への説

明会、当然、隣接地権者も入っていますから、説明会を開催することは義務づけしておりますので、その中で、地域との話し合い、協議進めていただきまして、地域との合意の下に太陽光のほうを設置するよう今、業者のほうは指導しております。

○益子委員長 石崎委員。

○石崎勝三委員 では、国の許可がそういうふうになっているから、笠間市ではどうしようもないんだということ。笠間独自で同意書を取るんだということ、何かつくることはできないの。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうですね、当然、地権者からは、敷地内の地権者からは同意はもらっていますけれども、隣接の地権者からは現在のところもらっておりません。

○石崎勝三委員 でも、隣接からもなくても、許可を出すことには法的には何の問題がないということなんだね。

○鶴田都市計画課長 そのとおりでございます。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

○石崎勝三委員 はい、分かりました。

○益子委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 今の石崎委員のあれなのだけれども、これ、市では相当やはり慎重に考えないと、これ問題が大きくなってくると思うよ。今の災害あって、要するに金を支払うというようなところがあるんだから、これはやはり市のほうでもある程度対応しておかなきゃ駄目だ、これ。

以上。

○益子委員長 よろしいでしょうか、答弁は。

○飯田正憲委員 いや、いや。

○益子委員長 では、都市計画課長鶴田宏之君、答弁をお願いします。

○鶴田都市計画課長 先ほどと同じ答弁になってしまうのですが、当然、今度は3,000平米以上につきましては地域住民の方への説明会の義務化ということで強化されておりますし、また、当然これまでの事例を見ましても、太陽光発電設置する場合には、説明会を実施して地元の合意を得て、そしてまた地元との結構大きなところは結構協定ですかね、地元の協定等々と結んでいるところもございますので、この条例の趣旨もありますように、太陽光設置する場合には地元との合意、共生を一番に考えまして、うちのほうも今後とも指導のほうしていきたいと考えております。

○益子委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 ちょっとニュアンスが違うのだけれども、今、言ったのは、市のほうで、結局、市のほうで独自に決まりをつくったらいんじゃないかという、そういう対話の道。今の災害があって補償するようなことがあるんだから、木が倒れて補償することがあるん

だから、隣接の同意とかそういうのを、説明会だけじゃなくて、一般の人、説明受けたって分かんないわけだよ、農家の人なんかは。だから、そこら辺のところはちょっとつくってやらないと、やっぱり行政として、そのちょっとは仕組みを考えてやり、ちょっと。ただ平米を小さくしたからって、それでいいというものじゃないと思うんだよな。そこだってよく考えたほうがいいと思う。

○益子委員長 答弁。鶴田宏之君、お願いいたします。

○鶴田都市計画課長 今回、条例のほうも一部改正のほうしましたけれども、今後、市民の方の安全第一に考えまして、きちっと指導のほうしてまいりたいと考えております。

○飯田正憲委員 お願いします。

○鶴田都市計画課長 はい。

○益子委員長 では、今後の指導お願いいたします。

○鶴田都市計画課長 はい。

○益子委員長 ほかに。

内桶委員。

○内桶克之委員 これ、今まで1万平方メートル以上という、該当したのは何件くらいあったんですかね、話として。分かるところでいいので。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 これ、条例ができたのは平成28年でして、今まで14件。

○内桶克之委員 14件。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 今回、その条例が3,000平米から該当するということになると、農地でいうと、山間部の一部になるわけですけども、これと同時に、その4条の事業区域の周辺と住民の良好な関係を保つための努めなければならない4条のところに、4として追加になっていますよね。その未然防止に必要な措置を講じなければならないというのは、業者なんでしょうけれども、それについて指導ができるということで解釈はいいですか。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 条例につけましたので、条例に基づいた指導、勧告ができるようになったと、許可されたということでございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 この4条を見ると、3項に事業の廃止という、廃止があるんですけども、この廃止についてはその条件に徹してなければ廃止もできるという解釈でよろしいんですかね。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうです。やっていく中で、当然、安全基準とかそういったものを徹しなければ、当然、うちのほうでもそういった指導はしていきたいと思えます。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

○内桶克之委員 はい。

○益子委員長 ほかにありませんか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 現行と改正後のところなんですけれども、電気事業者という言葉がなくなっているんですね。今の第4条4号に、要するに事業者が別個になっているんですけれども、多分この処置法の名前が変わってしまったことによって変わったんだろうと思うんですけれども、申し訳ない、私のほうが勉強すればよかったですでしょうけれども、多分、電気事業者って特別な事業者だと思うんですね。その言葉がなくなったということは、その事業者という言葉の持つ意味が広がったというふうに解釈される、この変更なんですかね。

要するに、今までだと電気事業者が規制を受けていたんですけども、私ら電気事業者ではないから、その規制は関係ないよというような、極論ですけどもそういうふうに悪い方に捉えてしまうのか。そして、今の4号のほうも、電気事業者でなく事業者なんですよ。多分、電気事業者って何かで規制があると思うんで、その辺というのは、これはどういうふうに理解すればいいのかを教えていただければなと思います。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうです。畑岡委員おっしゃるように、今回、法律の名称も変わったということで、この電気事業者が抜けております。

市のほうで想定しているのは、当然、事業者ですから、電気事業者にかかわらず、設置する者と考えています。また、国のこの法律も変わった内容としましては、今までFIT法、FITに基づく固定買取制度からさらに範囲が広がりまして、FIP制度というのですかね、補助金を出すような、そういう事業が広がっていますし、また、その積立て。今までは積立て、義務化ではなかったんですが、積立てが義務化されたということで、法律のほうは名称のほうも変わっております。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 確認しますと、1万平米が3,000平米になったということで、ある意味、小規模事業者が対象になっていくということで、事業者自体の大きさも変わることが想定されるだろうと。そうなってくると、電気事業者じゃない、ちょっと地域の人とかというそういう人たちも、これによって対象になる、要するに規模が小さくなることで、事業者の対象も間違いなく広がるというふうに理解すればいいんでしょうかね。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうですね、当然、笠間市の条例も小さな事業者からFIT認定を受ける事業者まで全て対象としておりますので、全ての事業が対象となるということでございます。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では。

○小藺江一三委員 委員長、ちょっと暫時休憩してよ。

○益子委員長 では、暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時54分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、都市計画課長鶴田宏之君、笠間市としての考えをお願いします。

○鶴田都市計画課長 すみません。先ほどと同じ答弁にはなってしまうんですけれども、当然、これは国の認可を受けた事業でありまして、なかなか笠間市一つで判断するのは難しいと思うんですけれども、当然、先ほどもお話ししたように、財産権だったり業者の営業権だったり問題出まして、全国でも太陽光の発電をめぐるっては、市と、それから業者、市民と裁判になっているところもございます。

そういった中で、笠間市が法律の範囲内でできることを今後もやっていきたいと思っていますし、先ほど委員からお話ありましたように、住民との合意形成ですか、合意形成が図られるように業者も指導していきたいと考えておりますし、今後も先ほどお話ししましたので、条例の見直しといたしますか、そういったものを今後、研究のほうしていきたいと思っています。

○益子委員長 ということで、前向きにということで、よろしく願いいたします。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 以上で質疑を終結します。

では、討論に入ります。

○小藺江一三委員 討論、反対の。甘いから、条例が甘いから駄目だっぺよ。

○益子委員長 では、挙手により採決いたします。

では、本件を……。

○畑岡洋二委員 賛成。

○益子委員長 賛成討論。

○畑岡洋二委員 今、反対という意見もありましたけれども、反対という、要するに甘いという意見ありましたけれども、これを放置すると1万平米のままで止まってしまうので、これが十分か不十分かという議論は間違いなくあるんですけれども、一步進んでみるという意味で、それなりの評価はすべきだと思う立場であります。

以上です。

○益子委員長 では、討論については、このまま認めるということによろしいでしょうか。

○石崎勝三委員 反対、賛成というのは、もう人数だからしゃあんめよ、本当に。俺も反対してるよ。前向きでとか何か、国の方針だから国の方針に従うって、笠間独自で庁議を開いて検討するなんていう考えないんでしょう、全然。やったの。

○鶴田都市計画課長 検討していきます。

○益子委員長 検討する、前向きに検討するという答弁でした。

○小藺江一三委員 覚悟は大事なんだよ。だから、例を挙げて二つも三つも話したんじゃないかよ、俺は。こういうときこうだ、こういうときこうだった。だから、こうやったらどうすんだって。

暫時休憩してください。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時59分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、討論を終結いたします。

では、これより採決に入ります。

本件を原案どおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

○小藺江一三委員 反対があったから挙手でやんだよ、挙手。

○益子委員長 失礼しました。失礼いたしました。そうですね。失礼いたしました。

では、御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

[「条件付き賛成」と呼ぶ者あり]

○益子委員長 では、賛成多数ということで、本件は原案のとおり。

[「全員手挙げた」と呼ぶ者あり]

○益子委員長 本件は、全会一致ということで可決すべきものと決しました。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 それでは、議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、笠間芸術の森公園スケートパークに休憩施設を設置することに伴い、使用料を定めるため、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

第5条第1項で定める有料公園施設に、休憩施設を追加するものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

別表において、休憩施設の占用使用料を定めております。

占用使用料につきましては、営利目的外、中で1階、2階の金額を設定しており、算出根拠につきましては、市の使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づきまして、算出のほうしております。

続いて、6 ページを御覧ください。

備考第5項において、個人使用を妨げることのないよう考慮しまして、2階はスケート広場全体を使用する場合のみ占用できると定めております。

次に、7 ページをお開きください。

休憩施設の個人使用料を定めております。平日200円、土日祝日350円としております。また、備考中第3項において、未就学児は無料と定めております。

3 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項において、施行期日は規則で定めることとしております。

第2項では、条例施行前の準備行為について定めております。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）、都市計画課所管分につきまして御説明いたします。

歳出でございます。

16ページをお開きください。

下段になります。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費の財源組替えは、安居工業地域整備推進事業に係る国庫補助金内示額の減額に伴い、財源を組み替えるものでございます。内容といたしましては、国庫支出金3,613万円を減額するとともに、同額分の地方債と一般財源を増額し、市単独箇所のほうを前倒ししまして整備を行うことで事業の進捗を図るものでございます。

以上で都市計画所管の議案第56号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、ないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退室のため暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時05分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で今期定例会において建設土木委員会に付託になりました議案の審査は全て終了いたしました。

御審議いただきました審議の結果については、定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については委員長及び副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 御異議がありませんので、私と副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、建設土木委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 06 分閉会